

1. 保健医療調整本部の設置等

（1）設置

県内において大規模災害が発生し佐賀県災害対策本部が設置された場合において、健康福祉部長が傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療活動の総合調整を行う必要があると判断したときは、健康福祉対策部内に保健医療調整本部を設置する。

保健医療調整本部が設置されたときは、被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）又はそれに代わる場所に、現地保健医療調整本部を設置する。現地保健医療調整本部に係る事項については別に定める。

なお、効率的な市町支援のため、市町においても保健医療関係部署の総合調整を行う機能（窓口等）を設けることが望ましい。

（2）組織

1）構成員

保健医療調整本部は、健康福祉部長及び医療統括監並びに福祉課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、国民健康保険課、健康増進課、薬務課、生活衛生課及びこども家庭課の長又は長が指名する者並びに県災害医療コーディネーター、DMAT 及び DPAT 調整本部長等の関係者並びに必要な人員で構成する。

保健医療調整本部に保健医療調整本部長を置き、健康福祉部長をもって充てる。この場合において、健康福祉部長が予め指名したとき又は欠けたときなどは医療統括監（医療統括監が欠けたときは医療統括監が予め指名した者）が代行する。

2）連絡窓口

保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、災害派遣精神科医療チーム（DPAT）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（県外から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）は、保健医療調整本部との連絡及び情報連携を行うため、リエゾン（情報連絡員）を保健医療調整本部へ派遣する。

また、これらの保健医療活動チームのリエゾン（情報連絡員）担当者は、保健医療調整本部長の求めに応じ保健医療調整本部が主催する会議等に参加するものとする。

3）本部機能の強化等

ア 保健医療調整本部長は、保健医療活動が円滑に行われているかを評価し、その総合調整を円滑に行うために本部機能を強化する必要があると認めたときは、県外都道府県からの人的支援を受けることを検討する。その詳細については4で定める。

イ DMAT 調整本部等、保健医療調整本部の構成員となる外部からの支援団体の本部を、保健医療調整本部内に置く。

（3）場所

保健医療調整本部は、正庁又は機動的に活動可能な適当な場所に置く。

また、緊急対応期においては、DMAT 及び DPAT 調整本部は危機管理センター内等適当な場

所に置く。

2. 保健医療調整本部が所掌する業務等

保健医療調整本部は、現地保健医療調整本部等との連携の下に、被災者の所在と時間経過に伴い変化する保健医療ニーズ、医療施設等の地域資源の被災状況、応援の現状と課題等の全体像を把握し、医療をはじめとする専門的な支援者の協力を得て、以下に掲げる保健医療対策を指揮調整する。

なお、保健医療調整本部は、県地域防災計画に定められた健康福祉対策部の役割である「要配慮者対策、避難所対策、医療対策、精神医療対策、健康対策、薬務対策、医療資機材対策、衛生対策」のうち、医療（支援者）との連携が必要な事項、並びに避難所における保健医療ニーズ等の収集、整理・分析及び対応など、所管課のみでは対応が困難であり、他課若しくは外部からの支援を受けて対応する必要がある事項又は部全体の共通課題として情報共有が必要な事項等について所掌するものであり、災害時の対応すべてについて保健医療調整本部が判断するものではないことに留意する必要がある。

（1）医療対策

- 1) 超急性期における、医療チームの応援調整や広域医療搬送等の救命・救護対策及び透析患者や人工呼吸器装着患者など医療機能が失われることにより生命の危機に直面する患者の把握と医療救護
- 2) 被災して医療を受けられない者に対して、救護所や自宅等で行う医療救護活動及び災害により失われた医療提供体制の復旧と再開

（2）避難所等における保健衛生対策と生活環境衛生対策

被災者の保健衛生・生活環境衛生に係る次に掲げる一般応急対策を関係部局、関係機関・団体との緊密な情報連携の下に実施する。

- 1) 生活環境の悪化に起因する慢性疾患やメンタルヘルスの増悪対策
- 2) 静脈血栓塞栓症、生活不活発病等の予防
- 3) 感染症と食中毒の予防及び拡大防止対策

なお、災害時に行う「保健活動」及び「栄養・食生活支援活動」（外部からの支援を受けて行う活動を含む。）については、別にハンドブックを定める。

（3）県災害医療コーディネーター等の業務

県災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部長を補佐し、専ら医療需要へ対応する保健医療活動チーム及び医療資機材の医療圏ごとへの派遣調整等を担う。

なお、県災害医療コーディネーターの保健医療調整本部への出勤順番は別途定める。

地域災害医療コーディネーターは、現地保健医療調整本部長を補佐し、専ら医療圏内での医療需要へ対応する保健医療活動チーム及び医療資機材の派遣等の調整を担う。

（4）DMAT 調整本部の業務

DMAT 調整本部は、DMAT チームの派遣調整等を担う。

（5）DPAT 調整本部の業務

DPAT 調整本部は、DPAT チームの派遣調整等を担う。

3. 保健医療調整本部が行う保健医療活動

(1) 災害救助法が適用される場合に所掌する応急救助

災害時など災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される場合は、県が応急救助の実施主体となり応急救助を行うとともに、応急救助の一部を市町に委任し、その補助のもとに保健医療に係る応急救助を行うことになることから、保健医療調整本部は応急救助の実施等を行うとともに、市町と連携して、市町に委任した業務も含めた保健医療に係る応急救助全般について指揮調整等を行う。

(2) 保健医療調整本部が行う具体的な保健医療活動の項目

保健医療調整本部が、災害発生後実施する取組項目は以下のとおりである。

1) 保健医療調整本部の立ち上げと指揮調整体制の構築

ア) 県地域防災計画等に基づく保健医療調整本部の立ち上げ

被災情報、救護所情報、避難所情報等に係る情報収集・伝達共有ラインの構築（避難所の状況把握、感染症サーベイランス等）

イ) 保健医療活動チームの受援体制の構築

ウ) 災害対応のフェーズ毎の災害業務対応進捗状況の確認

2) 被災情報等の収集と分析評価、対策の企画立案

ア) 組織横断的、組織縦断的な情報共有に係る連絡・調整業務

① 市町、現地保健医療調整本部、保健医療調整本部のそれぞれにおける保健医療と福祉、介護福祉、その他部門との組織横断的な情報共有に係る連絡調整

② 現地保健医療調整本部、保健医療調整本部及び災害対策本部と厚生労働省の間における情報共有に係る連絡調整

③ 市町保健医療部門及び保健医療活動チームと現地保健医療調整本部の間における情報共有に係る連絡調整

イ) 収集した情報の整理、分析評価と対策の企画立案

① 収集した情報の入力・整理と見える化

② 収集した情報の分析評価と全体を俯瞰した優先課題の抽出、優先課題への資源の最適配分と不足資源の調達等に係る対策の企画立案

ウ) 次のフェーズを見通した対策の企画立案

① 保健医療活動チームの撤退と災害により失われた医療提供体制の復旧と再開に向けた行程表の作成

② 市町及び保健福祉事務所（保健所）による通常の保健業務の再開・復旧に向けた行程表の作成

3) 保健医療活動チームの受援調整及び保健医療調整本部会議等による統合指揮調整

ア) 行政職員である保健師等支援チームの受援調整

① 受付、担当エリアと業務の割振り、オリエンテーション等

② 市町の統括的な役割を担う保健師等と連携した保健師等応援チームに対する指揮調整

- イ) その他の保健医療活動チーム等の受援調整
 - ① 受付、名簿とシフト管理表の作成、オリエンテーション等の受援調整
 - ② 応援チームへの担当エリアと業務の割振り及び連絡調整
 - ウ) 行政、医師会、救護班、県災害医療コーディネーター等で構成する保健医療調整本部会議等の開催と統合指揮調整
 - ① 各種ミーティング、対策会議等の企画運営
 - ② 会議資料作成、会議運営、会議録の作成等
 - 4) 厚生労働省や他都道府県、協定締結関係団体等への応援要請と資源調達
 - ア) 医療機関又は保健医療活動チームから保健医療調整本部及び現地保健医療調整本部へ報告される人的・物的資源の応援要請と資源調整に係る厚生労働省や他都道府県、協定締結関係団体等との連絡調整

(他の都道府県等から市町が設置する避難所支援等のために派遣される保健師等の技術職チームについての調整を含む。)
 - イ) 国立保健医療科学院又は国立感染症研究所等の専門機関への支援要請、専門的な支援に係る連絡調整
 - 5) 広報及び渉外業務
 - ア) メディア対応の補助的業務や様々な来訪者等への対応
 - イ) 現地ニーズとの乖離のある応援者への窓口対応
 - 6) 職員や応援者の安全の確保と健康管理

本県等の職員の安全確保及び健康チェックと休養等に関する助言
 - (3) 保健医療調整本部、現地保健医療調整本部及び市町の役割分担と連携

保健医療調整本部は、現地保健医療調整本部とともに保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行う。

保健医療調整本部は、現地保健医療調整本部と連携の下、被災現場である市町にリエゾン(情報連絡員)を派遣することなどにより市町と連携して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の指揮調整等を行う。

市町は当該市町内では対応できないことを現地保健医療調整本部に、現地保健医療調整本部はその所管区域内で対応できないことを保健医療調整本部に報告・応援要請し、保健医療調整本部は現地保健医療調整本部又は市町の応援及び広域調整を行う。
 - (4) DMAT 及び DPAT 調整本部等の活動要領

DMAT 及び DPAT 調整本部等、保健医療調整本部の構成員となる関係機関の活動要領については別途定める。
4. 県外からの支援者の人的支援による保健医療調整本部の機能強化について
- (1) 保健医療調整本部の機能強化に関する検討

県内の相互支援では保健医療調整本部の機能を果たすことが困難なことが予想され保健医療調整本部機能を強化する必要がある場合には、保健医療調整本部長は災害対策基本法(昭

和 36 年法律第 223 号) 等に基づく人的支援による機能強化を検討する。

保健医療調整本部長が機能強化の必要があると判断した場合、厚生労働省に対し災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 等に基づく県外都道府県からの人的支援を求めるよう、佐賀県災害対策本部長に要請する。

佐賀県災害対策本部長がこれを認めた場合、災害対策本部長は厚生労働省や九州知事会等に対し、他の都道府県職員等により構成された「災害時健康危機管理支援チーム(以下、「DHEAT」という。)」による人的支援等を求める。

(2) DHEAT の定義と業務

DHEAT は、地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成された応援派遣チームであり、その定義は「平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」の別紙：災害時健康危機管理支援チーム活動要領」の定めによる。

DHEAT が支援する業務は、保健医療調整本部が行う 3 の(2) で定めた指揮調整業務とし、その中でも保健医療調整本部の機能として強化すべきものについて支援を行うこととする。

(3) DHEAT 応援要請に関する手続き等について

DHEAT 派遣要請の手続き等については、別紙 1 に定める。

(4) DEHAT から保健医療調整本部への報告等について

DHEAT から保健医療調整本部への報告、活動記録、活動の引継ぎ等、DHEAT 要員に周知する内容については別紙 2 に定める。

5. 県内において災害が発生した場合の県内 DHEAT 的支援について

県内において災害が発生し、発生地の保健福祉事務所(保健所)における業務を補助するための人的支援を行うことが必要な場合、健康福祉部長は、当該被災地の保健福祉事務所長若しくは保健監(保健所長)から保健福祉事務所(保健所)における業務を執行するための人的支援の要請があったとき又は自ら必要と判断したときは、部内職員による県内 DHEAT 的支援を行うものとする。この場合における具体的な手順については別紙 3 で定める。

6. 県外において大規模災害が発生した場合の DHEAT の派遣等について

別紙 4「県外への DHEAT の派遣」に定める。

附 則

この要領は平成 31 年 1 月 18 日より施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 3 月 11 日より施行する。

(別紙 1) DHEAT 応援要請に関する手続き、要請等の見直し、活動の終結について

－ 保健医療調整本部用 －

(1) DHEAT 応援要請に関する手続き

- 1) 県外の都道府県に対し、DHEAT による災害時健康危機管理の人的支援等を求めた場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を要請先に伝える。

また、その情報については、厚生労働省と情報を共有する。

2) 応援要請の実施及び応援受入れ

- ア) 保健医療調整本部は、厚生労働省の応援派遣調整案を了承した場合、応援派遣元都道府県の保健医療調整本部に応援要請を行うとともに、DHEAT の活動場所（保健医療調整本部及び現地保健医療調整本部）の調整その他受援調整作業（派遣根拠及び費用負担に係る調整を含む。）を行う。

- イ) 保健医療調整本部は、応援派遣元都道府県から DHEAT 応援派遣計画書の提出を受け、DHEAT の活動場所を決定する。

なお、応援派遣された DHEAT は、保健医療調整本部に集合することとするが、第 2 班以降の DHEAT は、保健医療調整本部が指定した活動場所に集合する。

- ウ) 保健医療調整本部及び（又は）現地保健医療調整本部は、集合した DHEAT に被災地の状況や担当する役割を説明するなど必要な情報提供を行う。

(2) 応援要請等の見直し

- 1) 保健医療調整本部は、災害対応及び DHEAT の活動の状況を勘案し、DHEAT の人員体制の増員又は応援派遣期間の延長等が必要と判断した場合には、DHEAT の活動に係る応援派遣の見直しを検討する。
- 2) 応援派遣中の DHEAT が、その活動等を通じてその人員体制の増員又は縮小など DHEAT 応援計画の見直しが必要と判断した場合、保健医療調整本部はその報告を受ける。
- 3) 保健医療調整本部及び応援派遣元都道府県の保健医療調整本部は、応援要請及び DHEAT 応援派遣計画の見直しについて協議する。
- 4) 3) の協議が整った場合、保健医療調整本部は応援派遣元都道府県に応援要請の変更を通知し、応援派遣元都道府県は保健医療調整本部に変更後の DHEAT 応援派遣計画書を提出する。
- 5) 保健医療調整本部は、追加の応援派遣が必要と判断した場合は、厚生労働省に応援派遣に関する調整を依頼する。

(3) DHEAT 活動の終結

- 1) 保健医療調整本部及び現地保健医療調整本部が、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合、厚生労働省並びに応援派遣元都道府県等に DHEAT の活動の終結を報告する。
- 2) 保健医療調整本部は、応援派遣元都道府県等に対し DHEAT 構成員の心のケアを含めた継続的な健康管理に留意するよう依頼する。

(別紙2) DHEAT 活動の業務、活動記録、保健医療調整本部への報告、活動の引継ぎについて

— DHEAT 要員用 —

(1) DHEAT の構成員が応援する指揮調整業務について

佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領第4項(2)「DHEAT の定義と業務」で定めた業務とする。

(2) DHEAT の活動の記録

1) DHEAT は、応援派遣先における指揮調整等に係る応援内容に係る情報の共有及び活用を図るため、保健医療調整本部又は現地保健医療調整本部等の応援派遣先に応援活動に係る情報記録を残す。なお、これらの記録は電子媒体によることが望ましい。

2) 個人情報の取扱い

DHEAT の活動の記録の作成において必要となる個人情報は、保健医療調整本部長の責任の下で支援者に提供することとする。なお、その提供を受けた支援者は個人情報保護を順守することとする。また個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ない場合においては、保健医療調整本部の許可のもとで県内の医療機関等の特定の者に対し個人情報を提供することを可能とする。

(3) DHEAT から保健医療調整本部への報告等

1) 応援派遣中の DHEAT は、保健医療調整本部に対し、その構成員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を定期的に報告する。

2) 応援派遣中の DHEAT は、業務に必要な資器材の確保その他ロジスティクスに関する後方支援が必要となった場合には、随時その旨を要請する。

(4) DHEAT 活動の引継ぎ

1) DHEAT 構成員は、チーム内で DHEAT の活動に係る十分な情報の引継ぎを行う。班のリーダーは、後続班のリーダーと十分な引継ぎ期間を設けるよう努める。

2) DHEAT は、引継ぎに当たり保健医療調整本部及び現地保健医療調整本部（保健福祉事務所（保健所））並びに本県又は市町の災害対策本部と十分な情報交換を行う。

(別紙3) 県内において災害が発生した場合の県内 DHEAT 的支援について

(1) 県内 DHEAT 的支援活動の構成員

県内 DHEAT 的支援活動に関する構成は、

- 1) プレーヤー機能を補佐する者として、保健師等の技術職及びそれを補佐する職員
- 2) マネジメント機能を補佐する者として、保健福祉事務所長、保健監（保健所長）、副所長等の管理職によりそれぞれ構成する。

(2) 県内 DHEAT 的支援の派遣に関する調整

1) 応援調整窓口

DHEAT 的支援に係る応援調整窓口を福祉課に設置する。

2) 応援手続き

- ア 健康福祉部長又は医療統括監から 1) 又は 2) に関する県内 DHEAT 的支援の派遣の指示があった場合、福祉課は被災地を所管する保健福祉事務所長又は保健監（保健所長）にそのニーズを確認し、県内 DHEAT 的支援の派遣を決定する。
- イ 被災地を所管する保健福祉事務所長又は保健監（保健所長）から県内 DHEAT 的支援の応援要請があった場合、福祉課は健康福祉部長又は医療統括監の判断により、県内 DHEAT 的支援の派遣を決定する。
- エ ア又はイにより県内 DHEAT 的支援の派遣を決定した場合、福祉課は、被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）以外の保健福祉事務所（保健所）と調整のうえ、応援派遣の日程及び体制、DHEAT 的支援活動の構成員の氏名、所属・役職、職種等を記載した DHEAT 的支援派遣計画を作成し、被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）企画経営課に提出する。

(3) 県内 DHEAT 的支援の派遣

- 1) 福祉課は、被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）に（1）の 1）及び（又は）（2）による県内 DHEAT 的支援を派遣する。
- 2) 県内 DHEAT 的支援で派遣された者は、被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）から、被災地の状況や担当する役割の説明等の必要な情報提供を受け、保健福祉事務所長又は保健監（保健所長）の指揮の下で災害対策に係る保健医療活動を行う。なお、2）で派遣された保健福祉事務所長、保健監（保健所長）、副所長等は、原則として被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）の同ポストの役割を補佐又は被災地を所管する保健福祉事務所長又は保健監（保健所長）の責のもとでその職務を代行することとする。

(4) 応援の見直し

- 1) 応援派遣中の県内 DHEAT 的派遣活動に従事する保健福祉事務所長又は保健監（保健所長）は、その活動等を通じてその人員体制の増員又は縮小など県内 DHEAT 的支援活動の派遣計画の見直しが必要と判断した場合は、被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）と協議する。被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）は、その結果を福祉課に報告する。
- 2) その調整が整った場合、福祉課は、調整結果に基づく変更後の応援派遣計画を被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）に提出する。

(5) 県内 DHEAT 的支援活動からの報告

- 1) 県内 DHEAT 的支援活動に従事する者は、その活動内容及び構成員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を定期的に福祉課に報告する。
- 2) 業務に必要な資機材の確保その他ロジスティックに関する後方支援が必要になった場合、随時その旨を福祉課に若しくは被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）を經由して要請する。

(6) 県内 DHEAT 的支援活動の引継ぎ

複数の県内 DHEAT 的支援活動が派遣された場合、その構成員は、被災地を所管する保健福祉事務所（保健所）と連携の上、活動に係る十分な情報の引継ぎを行う。

(7) 県内 DHEAT 的支援活動の終結

- 1) 被災地を所管する保健福祉事務所長又は保健監（保健所長）が、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合、若しくは健康福祉部長又は医療統括監が県内 DEHAT 的支援活動が不要になったと判断した場合、福祉課はその活動を終結する。
- 2) 福祉課は DHEAT 的活動の構成員の心のケアを含めた継続的な健康管理に留意する。

(別紙4)「県外への DHEAT の派遣」について

(1) DHEAT 派遣の判断について

県外の都道府県において大規模災害が発生し、被災都道府県に対し、災害対策基本法等に基づき、被災都道府県が設置した保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援を行うことが望ましい状況の場合、健康福祉部長又は医療統括監の判断の下で DHEAT を編成し以下の支援を行うための準備を行うとともに、厚生労働省からの派遣要請に基づき、その調整が整った場合には DHEAT を派遣する。

(2) DHEAT の編成

専門的な研修・訓練を受けた職員の中から医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、その他の専門職及び業務調整員により、現地のニーズに合わせて、1 班当たり 5 名程度で構成する。

なお、県においては、平時より DHEAT の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練の実施またはその機会の確保に努めることとする。

(3) DHEAT の応援派遣に関する調整

1) 応援調整窓口

DHEAT に係る応援調整窓口を福祉課に設置する。また、これを厚生労働省健康局健康課に登録する。

2) 厚生労働省からの照会及びその後の応援手続き

ア 厚生労働省から DHEAT の応援派遣に係る照会があった場合、または県の相互応援協定等に基づき被災都道府県から直接要請があった場合、福祉課は DHEAT の応援派遣の可否を決定する。

イ DHEAT の応援派遣が可能と決定した場合、福祉課は、実施可能な応援の内容、応援派遣の日程及び体制、DHEAT の構成員の氏名、所属・役職、職種及び DHEAT 要請研修等の受講歴、過去の災害派遣経験並びに連絡先（応援調整及び現地の活動班の窓口）等を記載した DHEAT 応援派遣計画を作成し、厚生労働省健康局健康課に提出する。

なお、応援派遣ができない場合にも、その旨厚生労働省健康局健康課に回答する。

ウ 厚生労働省からの調整の下に被災都道府県から応援要請がありその調整案を了承した場合、または県の相互応援協定等に基づき被災都道府県から直接要請への応援が可能と判断した場合には、応援派遣先都道府県の保健医療調整本部に DHEAT 応援派遣計画書を提出する。

(4) DHEAT の派遣

1) 福祉課は、応援派遣先都道府県の保健医療調整本部の指定する場所に、(1) で編成した DHEAT を派遣する。

2) DHEAT は、応援派遣先都道府県の保健医療調整本部及び保健所等から、被災地の状況や担当する役割の説明等の必要な情報提供を受け、応援派遣先都道府県の指揮下で災害対策に係る保健医療活動を行う。

(5) 応援の見直し

1) 応援派遣中の DHEAT は、その活動等を通じてその人員体制の増員又は縮小など DHEAT 応

援派遣計画の見直しが必要と判断した場合は、福祉課に報告するとともに、福祉課と協議の上、その結果を応援派遣先都道府県の保健医療調整本部に報告する。

- 2) DHEAT または福祉課は、応援派遣先都道府県の保健医療調整本部とその後の応援派遣計画について協議し、その調整が整った場合、変更後の応援派遣計画を応援派遣先都道府県の保健医療調整本部に提出する。

なお、これらの結果は厚生労働省に報告する。

(6) DHEAT からの報告

- 1) DHEAT は、その活動内容及び構成員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を定期的に福祉課に報告する。
- 2) 業務に必要な資機材の確保その他のロジスティックに関する後方支援が必要になった場合、随時その旨を福祉課に要請する。

(7) DHEAT の活動の引継ぎ

- 1) DHEAT 構成員は、複数班が派遣された場合には、その派遣班の間で DHEAT の活動に係る十分な情報の引継ぎを行う。
福祉課は、後続班と十分な引継ぎ期間を設けるよう努める。
- 2) 引継ぎに当たり応援派遣先都道府県の保健医療調整本部及び応援派遣先都道府県等の保健所並びに応援派遣先都道府県又は市町村の災害対策本部と十分な情報交換を行う。

(8) DHEAT 活動の終結

- 1) 応援派遣先都道府県が、保健医療調整本部及び保健所の職員により、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断し、厚生労働省並びに本県に DHEAT の活動の終結を報告した場合、福祉課はその活動の終結を判断する。
- 2) 福祉課は DHEAT 構成員の心のケアを含めた継続的な健康管理に留意する。